

新潟市民病院財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年4月1日

新潟市民病院事業管理者 大谷 哲也

新潟市民病院管理規程第3号

新潟市民病院財務規程の一部を改正する規程

新潟市民病院財務規程（平成20年新潟市民病院管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。